

## 地方公務員制度改革の動きについて

◎国家公務員制度改革基本法（平成 20 年 6 月 13 日公布・施行）

○国家公務員：「協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置」

○地方公務員：国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもって検討

◎国家公務員の労働基本権

（争議権）に関する懇談会報告

（平成 22 年 12 月 22 日）

争議権を中心として労働基本権全般をめぐる課題について、争議権の意義や留意点について検討し、労働基本権問題について政策決定する際の参考として取りまとめ

◎国家公務員の「自律的労使  
関係制度に関する改革素案」

（平成 22 年 12 月 24 日）

◎消防職員の団結権のあ  
り方に関する検討会報告

（平成 22 年 12 月 14 日）

消防職員の団結権のあり方について、労働基本権の尊重と、国民の安心・安全の確保の観点に立ち、関係者の意見を聞きながら検討し、その結果を取りまとめ

◎国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の「全体像」について

（平成 23 年 4 月 5 日国家公務員制度改革推進本部決定）

- ・非現業国家公務員に協約締結権を付与し、人事行政に責任を持つ使用者機関として公務員庁（仮称）を設置することに併し、人事院勧告制度及び人事院を廃止
- ・地方公務員の労働基本権の在り方については、地方公務員制度としての特性を踏まえた上で、関係者の意見も聴取しつつ、国家公務員の労使関係制度に係る措置との整合性をもって、速やかに検討を進める

◎地方公務員の労働基本権の在り方

に係る関係者からの意見を伺う場

（平成 23 年 4 月 26 日～5 月 18 日）

◎国家公務員制度改革関連四法案

（平成 23 年 6 月 3 日提出）

- ①幹部人事の一元管理その他の人事制度の改革、
- ②退職管理の一層の適正化、
- ③自律的労使関係制度の措置

◎地方公務員の労使関係制度に係る

基本的な考え方（平成 23 年 6 月 2 日）

国家公務員に係る自律的労使関係制度の措置を踏まえ、地方公務員についても新たな労使関係制度を設けることとする

【パブリックコメント】

➡ 募集期間：6 月 15 日～7 月 6 日

結果公表：8 月 18 日

**国家公務員制度改革基本法（抜粋）**  
**（平成二十年六月十三日法律第六十八号）**

（労働基本権）

第十二条 政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする。

**附 則**

（地方公務員の労働基本権等）

第二条 政府は、地方公務員の労働基本権の在り方について、第十二条に規定する国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもって、検討する。

2 本部は、第十四条に掲げる事務のほか、前項の検討に関する事務をつかさどる。

**国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の「全体像」について（案）**  
**（抜粋）**

〔平成23年4月5日  
国家公務員制度改革推進本部決定〕

**II 改革の具体的措置（各論）**

1 自律的労使関係制度の措置【基本法第12条、附則第2条】

また、地方公務員の労働基本権の在り方については、地方公務員制度としての特性等を踏まえた上で、関係者の意見も聴取しつつ、国家公務員の労使関係制度に係る措置との整合性をもって、速やかに検討を進める。